

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和6年度から10年度鳥取県立武道館清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

別添仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 業務の場所

鳥取県米子市両三柳3192-14 鳥取県立武道館

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、公告日現在において、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の規定により、アからイまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事の登録を受けている者であること。ただし、公告日現在において、アからイまでに掲げる事業に係る作業の監督を行う者（以下「監督者」という。）の必要な資格及び雇用関係を確認できる場合に限る。また、アの監督者については、鳥取県内在住又はおおむね1時間以内に鳥取県立

武道館へ到着することができる者であること。

ア 建築物衛生法12条の2第1項第1号又は第8号

イ 建築物衛生法12条の2第1項第7号

- (6) 平成31年4月1日以降に国又は地方公共団体若しくは国立大学法人、地方独立行政法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積7,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 鳥取県立武道館契約担当

### 4 入札手続き等

- (1) 入札の手続きに関する担当部局

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳3192-14

鳥取県立武道館 担当：山岡

電話 0859-24-9300

- (2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

- (3) 入札説明書等の交付方法

令和6年2月5日(月)から同年2月19日(月)までの間に以下のホームページから入手すること。

鳥取県スポーツ協会ホームページ (<http://www.sports-tottori.com/>)

鳥取県立武道館ホームページ (<https://www.budoukan.jp/>)

ただし、これにより入手できない者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年2月5日(月)から同年2月19日(月)までの日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

鳥取県立武道館事務室

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年3月5日(火) 午前10時00分 即時開札

イ 場所

鳥取県立武道館 会議室

### 5 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第4号)を作成し、4の(1)の場所に令和6年2月

16日（金）午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和6年2月20日（火）にインターネットのホームページ（鳥取県立武道館ホームページ（<https://www.budoukan.jp/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書の7の事前提出物を作成のうえ、令和6年2月21日（水）午後5時までに4の（1）の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の（2）を証するもの（鳥取県競争入札参加資格決定通知書の写し）
- (3) 2の（4）を証するもの（直近の事業年度に係る法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）

なお、鳥取県内に本店を有している者は提出不要とする。

- (4) 2の（5）を証するアからエまでの書類
  - ア それぞれの登録証明書の写し
  - イ それぞれの監督者の氏名を記載した書面（アの登録を行った際に登録申請書（登録申請書提出後にそれぞれの監督者に変更があった場合は変更届出書）に添付した監督者名簿の写し等）
  - ウ イの書類に記載された監督者の資格を証する書類（建築物衛生法第12条の2第1項第8号の監督者においては、清掃作業の監督者に限る。）
  - エ イの書類に記載された監督者の雇用関係を証明する書類（雇用保険被保険者証の写し等）及び2の（5）アの監督者については、現住所を証明する書類（健康保険証の写し等）  
なお、監督者が役員のため雇用関係にない場合は、役員であることを証明する書類（登記簿の写し等）を提出すること。
- (5) 2の（6）を証するもの（契約書の写し及び延べ床面積が確認できる書類）
- (6) 誓約書（様式第2号、3号）

## 8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査のうえ、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年2月27日(火)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会会長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年2月29日(木)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、会長は説明を求めた者に対して令和6年3月4日(月)までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は紙入札による。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。  
当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約締結後、消費税法(昭和63年法律108号)等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該個所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (5) 代理人が入札する場合は、必ず委任状を提出すること。
- (6) 入札書(様式第5号)及び委任状(様式第6号)は所定の用紙を使用すること。
- (7) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (8) 再度入札において、前回の最低入札価格以上の入札価格を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知のうえ、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札保証金は免除する。(鳥取県会計規則第123条3(2)による。)
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金に納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (3) 郵便による入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札の代理をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人のした入札
- (6) 記名押印のない入札
- (7) 金額数字の不鮮明な入札
- (8) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

#### 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件入札は、令和6年度から令和10年度までの鳥取県立武道館の管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）の成立を前提に、開始前準備行為として行うものであり、令和6年3月31日以前は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を決定し、その者に対して最低価格者である旨を連絡するだけに留めるものとする。

協定書が成立した場合には、令和6年4月1日付けで本件入札による落札者の決定と契約の締結を行うものとする。ただし、協定が成立しなかった場合には、本件入札にかかる契約を行うことができない。この場合、本件入札等に要した全ての費用について当会に請求することはできず、本件入札参加者の負担となるものとする。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 手続きにおける交渉の有無

無

## 15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書（様式第7号）を提出すること。
- (2) 開札前天災その他やむを得ない事情が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又はイの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請け等させること。

### (5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。

ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第8号)を、4の(1)の場所に提出すること。

(7) 最低賃金制度に係る法令等を遵守し、最低賃金額の改定がある場合は適切に対応すること。